

令和5年白川町議会第2回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和5年6月15日（木）午前10時02分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議員派遣について

日程第4 一般質問

日程第5

議第20号 町道小倉線開設工事請負契約の締結について

日程第6

議第21号 財産の取得について

日程第7

議第22号 令和5年度白川町一般会計補正予算（第2号）

議第23号 令和5年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議第24号 令和5年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第1号）

議第25号 令和5年度白川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 杉山哉史君、 3番 伊佐治優君、
4番 三戸勝徳君、 5番 田口守也君、 6番 佐伯好典君、
7番 梅田みつよ君、 8番 今井昌平君、 9番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長 佐伯正貴君、	副町長 安江章君、
教育長 鈴村雅史君、	総務課長 藤井充宏君、
庁舎整備室長 竹腰耕太郎君、	企画課長 渡口彰規君、
町民課長 今井恵美君、	保健福祉課長 三宅正仁君、
農林課長 長尾弘巳君、	建設環境課長 三ツ石克明君、
教育課長 大岩裕樹君、	会計管理者 今井健吾君

6. 職務のために出席した者

事務局長 安江宏行君、 書記 田口直子君、
書記 今井和樹君

7. 会議の経過

(議長 9番 藤井宏之)

議長

おはようございます。

本日第2回の定例会が招集されまして、議員各位の皆様、また、執行部の皆さま方にご参集いただきました。本当にありがとうございます。

皆さんもご存知のように、昨日、大変な事件が発生しました。この白川町にとっても深く関わりがある自衛隊の事件、自衛官候補生ということで18歳の方が、第35普通科連隊に4月に入隊をされまして、その訓練期間にあのような大事件が発生しました。2人の教官が亡くなられ、もう1人の方は怪我をされておるということで、亡くなられました教官にいたってはご冥福をお祈りしたいと思います。この第35連隊の中でも特に訓練が厳しいと言われている、レンジャー訓練が、今、この白川町内で行われております。来週には訓練を終えて、最後の帰還式に向け、守山駐屯地へ出発をされますが、過酷なレンジャーの訓練も最後に守山に到着して初めてその訓練が達成され、そこでレンジャーというバッチを受けられるというふうに聞いております。それまでの間は、本当に過酷な訓練をされているということで、私達もそういう状況を目の当たりにして、今回の事件というのはあってはならない事件でありますけども、そういった面と、また自衛隊員のように自国を守るために、自己を犠牲にしながらも活躍している自衛官が多いということも念頭に置きたいと思います。

以上、定例会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長

本日の会議中、CCネットによる中継録画を許可しておりますので、ご承知おきください。

議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

議長

ただいまから令和5年白川町議会第2回定例会を開会します。

会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 安江宏行君)

事務局長

令和5年5月11日、第1回臨時会以降の諸般の報告をした。

なお、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報第1号一般会計の繰越明許費繰越計算書報第2号簡易水道特別会計の繰越明許費繰越計算書について、町長から議長に報告

されましたので、その写しを、また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社白川町農業開発株式会社、美濃白川クオーレの里有限会社、てまひまグループ、有限会社白川野菜村チャオ、株式会社佐見豆腐豆の力、一般社団法人美濃白川楽集館の6つの法人から、令和4年度事業報告および収支決算書が提出されましたので、その写しを、続いて、令和5年5月25日に執行されました、例月出納検査の結果が監査委員から議長宛てに報告されましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、よろしくお願いします。
以上でございます。

議 長

ただちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

議 長

日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、
3番 伊佐治優君、4番 三戸勝徳君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

議 長

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

議 長

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から20日までの6日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から20日までの6日間と決定しました。

議 長

ここで、町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。町長。

(町長 佐伯正貴君 登壇)

町 長

令和5年白川町議会第2回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。月日が経つのは早いもので、あと半月で今年も折り返しを迎えます。梅雨入りが例年より早く、今月2日には、台風2号の影響により、梅雨前線に湿った空気が入ったために、町内でも150ミリを超す大雨となり、黒川にある気象庁のアメダスでは24時間雨量が6月の観測史上で最大となる174ミリを記録しました。幸い大きな災害は発生しませんでした。河川や林道で若干の被災箇所があり、これから本番となる出水期を控え、改めて災害対応に

気を引き締めねばと感じたところでございます。

5月の連休以降、コロナが5類相当になったこともあり、人流が活発となってきました。昨年まで各種の総会は書面開催が主でありましたが、今年は対面で開催され、多いときは1日に2つ以上の総会に出向くこともございますし、観光地もコロナ前の水準にほぼ戻ってきた感じを受けます。新規陽性者数の発表が行われなくなったため、コロナ自体がなくなってしまったような感覚を覚えますが、岐阜県全体では5月連休前と比較しますと、2倍程度に増えているとのことであり、町内でも発症者があると思われます。マスクの着用も個人の判断とされてから、外している方が増えてきましたけれども、手洗いや消毒などはコロナだけでなく、インフルエンザなどの予防にもなり、今後も予防対策には留意をいただきたいと思っています。

少しだけ財政面の説明をさせていただきますけれども、5月の出納閉鎖を終え、令和4年度の決算が完了いたしました。一般会計では、実質繰越額が3億6,000万円となり、一昨年度とほぼ同様の額となりました。昨年度の当初予算は61億1,000万円でしたけれども、コロナの交付金事業などで補正予算をお願いし、最終的な決算額は歳入で72億円、歳出で67億円程となりました。今後は大きな事業も控えており、厳しい財政運営が予想されますが、適切な予算執行を図りながら、限られた財源を有効活用し、各種事業を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

さて、岸田政権の打ち出された異次元の少子化対策ですが、少し具体化されてまいりました。児童手当関係では、所得制限の撤廃、高校生までの支給対象の拡大、第3子以降の支給額が3万円に引き上げされ、育児休業制度では、給付金を休業前の手取り10割支給とするなどと報道されておりますけれども、2024年度からの3年間の集中期間に必要となる追加予算3兆5,000億円は、財源としてはまだ明確にされておられません。医療保険料の上乗せや、医療介護の自己負担の増加などが想定されておりますので、今後の動向にも注意をしてまいりたいと思います。また、県の令和5年度の子育て対策予算には、第2子以降の出産祝い金10万円制度や中学校3年生に対する3万円の進学準備金などが盛り込まれています。この国、県の政策がどれだけの効果を上げ、持続していくための財源確保をどうされるかによって町の策も考えていく必要があるかと考えております。

それでは、本定例会に提出いたしました、諸議案についてご説明を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、工事請負契約の締結について1件、財産の取得について1件、令和5年度の補正予算では、一般会計および特別会計で4件の、合わせて6件を上程しております。この他、令和5年7月19日をもって任期満了となる、本町農業委員会委員の任命同意に関する人事案件1件を予定しております。

議第20号は、県道恵那白川線と、町道赤河線を結ぶ、町道小倉線の開設工事における請負契約の締結について、議決を求めるものであります。

議第21号は財産の取得でありまして、購入以来22年余を経過した、給食センター配送

車の更新について議決を求めるものであります。

議第２２号から議第２５号については令和５年度の各会計の補正予算であります。

議第２２号は、令和５年度白川町一般会計補正予算（第２号）で、今回の補正では１億６,５９３万円を追加して、補正後の予算総額を６億５,３６５万円とするものです。主な歳出としましては、総務費で、新庁舎の建設材を伐採搬出するための町有林整備事業委託料を追加、民生費では、物価高騰に対する支援策として、低所得世帯支援給付金給付事業、また特に影響を受ける、低所得子育て世帯へ生活支援特別給付金を給付する経費を追加する他、県から支給される第２子以降の出産祝い金を追加、農林水産業費では、県補助金の内示によりまして、林道整備事業の事業料および改良路線の整理を行い、事業費を減額、商工費では創業支援事業補助金を追加、消防費では野原の消防詰所の新築に係ります、工事請負費および工事管理委託料を追加。教育費では施設一体型小中学校基本計画策定と基本設計に係ります委託料を追加した他、部活動の地域移行に係る経費を追加、それ以外にも各事業に係ります会計年度任用職員の採用状況に合わせて、人件費の補正を行った他、当面必要な事業について、補正をお願いするものであります。これに対します歳入予算では、国庫補助金で物価高騰に対する事業に伴う交付金および事務費を、財産収入では町有林立木売り払い代を、また町債では、過疎債および緊急防災・減災事業債をそれぞれ追加計上した他、前年度の繰越金を追加して収支の均衡を図っております。

議第２３号は、令和５年度簡易水道特別会計補正予算（第１号）で、増圧ポンプ２基、および流量計１基の更新と、配水池のポンプ更新に伴う改良工事や配水管移設等に係る工事請負費として２,７７０万円を追加し、補正後の予算総額を５億２,６７０万円とするものであります。

議第２４号は、令和５年度地域振興券交付事業特別会計補正予算（第１号）で、物価高騰に対する緊急経済対策として、町民１人当たり５,０００円の振興券を交付するための事務費および換金代を追加する他、通常地域振興券交付事業で不足する経費について増額をし、合わせて７,９０５万円を追加、補正後の予算総額を１億２,１０５万円とするものでございます。

議第２５号は、令和５年度介護保険特別会計補正予算（第１号）で、成年後見制度利用支援事業に伴う事務費および助成金等として３１万円を追加し、補正後の予算総額を１億１,９３１万円とするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案について、その概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして、補足説明を申し上げたいと存じます。幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して、的確な進行を図ってまいり所存であります。何とぞ議員各位の一層のご理解と、町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

議 長

日程第3「議員派遣について」を議題とします。

議 長

お諮りします。

議員の派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

議 長

お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更等が生じた場合の修正は、議長に一任いただくことに決定しました。

◇日程第4 一般質問

議 長

日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には4名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式の質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。また、再質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようにお願いします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

議 長

7番 梅田みつよ君。

（7番 梅田みつよ君）

7 番

皆さんおはようございます。

本日も元気に行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

質問に先立ちまして、新型コロナが5類となりマスク着用が任意となりましたので、私はマスクを外して質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは議長より発言の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。本日は2つ質問を準備しております。まず1つ目から行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

保育園小中学校の給食費無償化について質問をいたします。今、日本の社会全体で物価高騰が社会問題となっています。町内の皆様も例外なくそのあおりを受けています。本町では、国保税も4年かけて20%の増税を予定しており、そういった状況が続きますと、働いても可処分所得はなかなか上がりません。今回は、子育て世代に焦点を当てて質問していきたいと思います。

これまでコロナ禍での子育て応援は、子育て世代だけでなく、一定の評価がある一方で、これからどうなるのかというご意見もいただくところです。先ほど町長からもございましたように、岸田総理の発信されている子育て改革について、大変興味深いところでございます。子育て世代の支援は、各自治体で多種多様となってきており、昨今は自治体競争になっている印象もあります。これから夏に向けて必要な光熱費もかかる上に、物価のさらなる高騰も見込まれ、その中で生きていくためには、家庭内で何かを切り詰めて生活していかなければなりません。やはり手っ取り早いのは、食費を節約していくということになるのではないのでしょうか。そうしますと成長に必要なビタミンやタンパク質が不足し、炭水化物でお腹を満たす、いわゆる食の偏りが起きる可能性があります。これは子育て世代に限った話ではありませんが、特に成長期である子どもの食については、それが及ぼす発達や疾病なども懸念されます。保護者の皆様は日々、栄養のあるものを摂ってもらいたいと考えてはいるものの、食費や経済面での支出と、にらめっこしながら葛藤しているのではないのでしょうか。本町では、以前から保護者の皆様より給食の無償化をしてほしいという声があります。そこで、3つの点について質問します。3つまとめて質問いたします。

1つ目、本町の給食の特徴を伺います。2つ目、家庭での栄養教育などはどのような状況になっているのでしょうか。また調査などの予定はあるのでしょうか。3つ目、保育園や小中学校の給食費について、無償化にする考えはないか伺います。

議長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君。)

教育課長

7番 梅田議員のご質問についてお答えします。

本町の給食の特徴ですが、給食センターでは、学校給食年間計画表に基づき、各月の献立作成に狙いを持っています。地場産物の活用や郷土料理を取り入れることを心がけ、児童生徒

に郷土愛を育んでもらうことを考えています。例えば、5月においては、フキなどの食材、新茶を取り入れた献立を作っています。今の時期は、保護者の皆さんにご協力いただき、郷土食の「ほう葉寿し」を給食に提供しています。また、食材については、毎月1回白川の米の日として、町内の営農組合で採れたお米を主食にしています。その他、町内で採れた有機米や野菜を農家から直接仕入れるなど、地域の食材を用いた給食を実施しています。給食メニューでは、七夕献立、小学6年生や中学3年生への卒業お祝い給食、また給食を楽しんでもらえるよう、学校の希望に応じた献立などを計画し、思い出に残る給食に心がけています。こうした取り組みができているのは、平成12年から食に関する教育研究推進協議会が立ち上がり、しっかりとした食育についての研鑽が続けられているからだと言えます。

2つ目の家庭での栄養教育の状況と、調査などを行う予定についてお答えします。本町には食に関する教育研究推進協議会があり、保育園・学校部会、家庭部会、地域部会が連携して、児童生徒の食育推進を行ってきています。昨年は、子どもが作る弁当の日の提唱者である、竹下和男先生をお招きして、白川中学校で講演会を実施しました。生徒からは、「同じ食べ物でも買うものと作ってくれたもので、全然違うことがわかった。」「家族4人で食べられるのは日曜日だけなので、その日を大切にしたい。そして将来、楽しくご飯を作ることや子育てができる人になりたい」といった感想もありました。

学校での食育事業では、専門職、栄養教諭、学校歯科医、食生活改善推進協議会による事業を行い、児童生徒が学校で学んだワークシートを持ち帰り、保護者からコメントを記入してもらうことで、家庭への啓発、家庭での実践に繋げています。その他、給食センターからの毎月1回の「食育だより」の発行や、家庭教育学級の給食試食会での栄養講話、食育の授業参観などを行っています。また、食生活アンケートを全小中学生に行い、朝食の内容や食事の手伝いをしているかといった実態を把握しています。昨年度のアンケート結果ですが、中学生では89%がほとんど毎日朝食を食べる習慣があります。一方、他の質問で、主食に加えて汁とおかずを組み合わせることで食事ができている割合は36%となっています。脳と体を元気に目覚めさせる朝食の大切さをこれからも伝えていきたいと考えています。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

教育長。

(教育長 鈴木雅史君。)

教育長

3つ目の質問について、教育行政的観点からお答えします。

はじめに結論を申し上げます。今のところ給食費をすべて無償化にする計画はありませんが、今後に向けて検討していく必要はあると考えています。また、現在、小学校は1食260円、中学校は1食290円の給食費に対して、実際の材料代は小中共に1食50円ほど不足しており、これを町費で補填していることを申し添えます。

それでは、説明に入ります。

給食の無償化に関して、文部科学省が平成29年に全国的な調査を行い、その結果を翌年公表しています。その後、コロナの流行、物価高騰、そして国の交付金の活用などにより、全面無償化、一部無償化、期間限定の無償化など、何らかの対応をしている自治体は増えています。ただし、近年の無償化による成果や課題ははっきりしていませんので、平成29年に調査されたものを参考にします。平成29年には無償化の実施数だけでなく、無償化の目的と成果、無償化後の課題などが調査されました。無償化の目的としては、大きく3つあり、食育の推進や人材育成、保護者の経済的負担の軽減や子育て支援、少子化対策や移住・転入の促進、地域創生となっています。そして、それらの目的に対して一定程度の成果があると報告されています。しかし、無償化後の課題も報告されています。それは、継続的な予算の確保、議会・住民の理解、無償化制度の周知徹底や他の経済的支援を利用している者の調整など制度の運用、食材費の高騰や転入者が増えた場合の対応、食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりの懸念、無償化の成果の把握というものです。これら課題をもとに本町の場合について考えます。令和5年度の児童生徒の年間給食費を仮に町が負担した場合、約2,000万円が必要になります。少子化が進むため令和11年では約1,400万円と試算できます。さらに10年後にはもっと少ない予算で済むことにはなると思います。また、無償化は保護者の経済的な負担軽減になります。しかし、各地で無償化が広がった時に、子どもが増えるか、子どものある家庭の転入が増えるかは分かりません。また、議員が述べられたように、保護者の負担が減り、その分が朝食・夕食で栄養のあるものをとることができる、つまり職の質の向上にどの程度つながるかは分かりません。食事の質の向上については教育の果たす割合も多く、本町の食教育については先ほど課長がお答えしたとおりです。

現在、国は子育て支援政策の一つに給食費の無償化も視野に入れ、それに向けた課題を整理するために全国調査をしようとしています。本町としては現在行っている食教育を継続し、無償化については国の動きを見ながら今後も検討してまいります。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君。)

7 番

次の質問に参ります。

子育て世代の転出について質問いたします。

日本では出生数が77万人ということで、初めて80万人を切りました。本町でも、出生率は減少傾向にあります。また、ここ数年、子育て世代の転出が散見されます。10年先、20年先以降本町は人口が3,000人台になる可能性があります。今、都市部への流出と、若者の田舎離れが顕著で、そのスピードも年々早くなっていると感じます。先祖代々受け継がれてきた家長制度は細々と引き継がれてはいるものの、あちこちでお話を聞いていると、

今の代で終わりにして、墓じまいをする、という世帯も少しずつ増えてきました。このまちに魅力を感じ好きということや、新規就農ということで、移住交流サポートセンターなどを通じてご縁があり、移住してくださる方もいらっしゃいますが、町内全地域に渡って増加しているとは言いがたい状況です。子育て世代や若者の意見が通りにくいという背景も感じられるところです。そこで、4つの質問をします。

1つ目、本町の人口推移を伺います。2つ目、子育て世代の転出の状況を伺います。3つ目、若者あるいは、子育て世代の意見聴取の方法について伺います。4つ目、これから10年先、20年先の町の未来像について伺います。

議長

質問が終わりました。答弁を求めます。町民課長。

(町民課長 今井恵美君。)

町民課長

梅田議員ご質問のうち、本町の人口推移と、子育て世代の転出の状況について私の方から答弁させていただきます。

まず1つ目の本町の人口推移についてです。梅田議員のご指摘の通り、本町の総人口は一貫して減少傾向にあります。国勢調査人口によると、昭和35年の1万6,909人をピークに減少し、平成27年と令和2年の比較では、全体で11.7%減少し、7,412人となっております。また、0歳から14歳の年少人口は24.9%減少、15歳から64歳の生産年齢人口も16.2%の減少、65歳以上の老年人口も3.7%の減少となっております。国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、今後も人口減少は止まらず、このまま推移すると、人口は2040年、17年後には4,130人、また2060年、37年後には2,974人と推計されております。ちなみに現在の白川町の人口は7,318人で、令和2年度と比較しますと1.2%の減少となっている状況です。

次に、2つ目の子育て世帯の転出状況についてです。令和3年度、令和4年度を調べたところ、子育て世帯の転出は、令和3年度で10件であり、全て県内転出です。また、令和4年度では11件で、近隣の川辺町や可児市への転出が多くなっております。

ちなみに、子育て世帯の転入ですが、令和3年度では7件で可児市や愛知県から、また令和4年度は4件で、美濃加茂市や愛知県から転入しております。また、町内で住所を移動された子育て世帯については、令和3年度で11件、令和4年度で7件ありました。

以上、答弁とさせていただきます。

3つ目、4つ目の質問については、企画課長の方から答弁しますのでよろしくお願い致します。

議長

企画課長。

(企画課長 渡口彰規君。)

企画課長

それでは、梅田議員の3つ目の質問、若者あるいは子育て世代の意見聴取の方法、また4つ目、これから10年先、20年先の町の未来像についてというご質問に対して回答させていただきます。

現在の意見聴取の方法は、その多くがアンケートによるものとなっております。ここ数年は新型コロナウイルス感染症により、一同に対して広く町民の意見を聞くといった広聴活動ができておりませんでした。比較的落ち着いてまいりました、昨年10月から11月にかけて、町内5地区にて、庁舎建設の説明と合わせ、まちづくり意見交換会を町民に呼びかけをして、実施をいたしました。子育て世代の参加は少なかったと記憶しております。まちづくり懇談会は、町が目指している方向性と、その進捗状況を知ってもらうために開催をしているのに対しまして、個別の計画策定や、個々のアプローチ、いわゆる事業施策でございますけれども、それらに対する意見聴取は、それぞれの部署にて、広い世代に向けて、紙媒体やウェブによるアンケートによって実施をしております。

続きまして、4つ目のこれから10年先20年先の町の未来像でございます。10年先、20年先となりますと、私達が10歳、そして20歳年を重ねるのは当たり前であります。6月1日時点における0歳児のお子さんは町内全てで19人ですが、この子たちが10歳、20歳となります。国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、今後も人口減少は止まらず、約20年先となる2040年には4,130人になると推計されています。そうなりますと、人手不足により、様々な分野で活動の停滞や規模縮小が余儀なくされ、ますます子どもを産み、育てにくくなるという負の循環に入ることが予想されます。持続可能なまちとしていくために「仕事を作る」「人を育てる」といった視点で、地域資源を活用した産業振興、移住やUターン促進、白川ファンや交流人口の増加、地域への愛着醸成と地域人材の育成といった攻めの政策を継続して実施し、減少のスピードを少しでも緩めるよう尽力して参りますが、急激に人口を増やすことは厳しい状況であります。このことは白川町に限らず全国共通の問題となっており、関係人口を創出するための2地域居住や、多様性を認める働き方改革、仕事と子育てが両立できる環境整備など国を挙げた取り組みがなされております。守る部分においては、下を向くことなく賢く縮小するという考えのもと、様々な分野において、同じ形として残していくもの、形を変えて活動レベルを下げて残していくもの、しまっていくこと、といったように整理をしていく速度を上げていかなければなりません。

これからの白川町を担っていただける若い方々が、10年後、20年後を見据えたときに、この形なら少ない人数でも負担が増えることなく白川町に住み続けることができると感じ、そしてその子ども達へ同様に伝えていけるような流れを作っていきたいと考えております。

日々の暮らしで精いっぱい、なかなか先のことを考える機会は少ないかもしれませんが、若い方々との意見交換ができる場を増やし、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しに繋げていきたいと思っております。

以上、抽象的な内容で申し訳ありませんが、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君。)

7 番

町民課長より子育て世代の転出の状況を伺いましたが、非常に切実な転出の状況であるというふうに思っておりますが、この理由としてどのようなことが挙げられているとお考えでしょうか。また、それに対する対応策と言いますか、行政ができる範囲での対応策というのはどのような形になっているのでしょうか。

それから、若者や子育て世代の意見聴取についてですが、まちづくりの意見交換会なども行われ始めている訳ですが、やはり、若い方の姿はちょっと乏しいように感じております。この意見聴取のあり方や課題について、もう一度質問をさせていただきたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町民課長。

(町民課長 今井恵美君。)

町民課長

転出の理由として一番多く挙げられていますのが、職業上であり、親が仕事の関係で川辺町とか、美濃加茂市の方へ転出されるケースが一番多くなっております。その次に挙げられるのが、住宅事情です。その点についてもやはり、川辺町などに土地を買われ、住宅を建てられるというようなケースが多くなっております。

支援策については、町長の方からお願いします。

議 長

町長。

(町長 佐伯正貴君。)

町 長

今、理由については町民課長の方から説明をさせていただきました。いつときの事を思いますと若者世代、子育て世帯の転出というのは件数的には少し減ってきているという気はいたしますが、絶対数が減ってきておるので、出て行く数の母体自体も少ないのかなとは思いますが、これについてはもう昔から必要な事をやってきて、高校生の通学支援、また、住宅の支援などいろんなことをしてきているが、それぞれ個々の事情もおありでしょうし、特に通学については遠隔の学校へ通う際には、なかなか通学支援だけでは通えない高校へ行かれた方もあると思いますので、難しいところではあるかと思います。よく言われる合計特殊出生率という数字がありますが、令和3年度で見ると、国は1.3、県が1.4でありますけれども本町を見ても2.7という出生率です。これは子どもがすごく生まれている訳ではなく、出生率の分母となる若年の女性が少ないことがあって、率として出すとそ

ういう形になる訳です。それを見ても、単純に出生率だけでは、それぞれの状況を比べることは難しいのかなと思う。ただ本町の場合は第1子だけという訳ではなく、最近4子、5子というご家庭もかなりあり、たくさんのお子さんを生んでいただいて、子どもが増えている状況もございます。これからの対応については、なかなか難しいところはございますが、できる限りのことをやっていきます。しかし、今の国のやっている少子化対策の部分と、子育て支援という部分は別物だと思います。国はいろんな手当を拡充されて、少子化対策ということで出されているが、それは果たして少子化対策なのかなと、それで子どもがたくさん生まれて増えてくるのかなという気持ちが個人的にはします。その後の子育て支援ということで、子育てされる方の負担を少しでも減らして子育てをしやすくしていくという部分については別のことかなと思いますので、それはそれで考えていく必要があるとは思っています。

先ほどの意見聴取の話も少しございましたが、投票率を見ても若年層がなかなか上がってこないというところからも、政治や、町のやっていることに対する関心も少ないのかなと思う。集めても、若い方が集まることは難しいですし、ウェブを使ったアンケートや意見聴取なども興味のあるところは来るかもしれないが、これも難しいので、議員の皆さんにはそれぞれ地元や、個々に持っておられるそれぞれの輪があると思いますので、そういったところでも意見を伺っていただいて、単にそこで出た意見を町へ持ってきていただくだけでなく、その中で皆さんとお話をさせていただき、議員さんの意見もしっかり言っていた上、出来上がったものを町へお届けいただくようなことをしていただければ、意見聴取の一つになるのではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。再々質問はありますか。

(7番 梅田みつよ君。)

7 番

今状況を伺いまして、切実な状況であることや、合計特殊出生率についても、本町は一応2.7あるけれど、それは上がっている訳ではないということがわかりました。

先ほど町長がおっしゃられた、少子化対策と子育て支援は違うのではないかということについては、私もそうだと思っております。

今回、第3子以降に3万円というように記事でありましたが、第1子が高校卒業する、あるいは大学に行くタイミングであった場合、第3子は、第2子、第1子に繰り上がる制度になる可能性があるということで非常に第3子以降は3万円となっているが、これについても非常に懸念があります。この記事は、2、3日前に出ており、まだご存知でない方もあるかもしれませんが、そういった制度のところを子育て世代は一度期待をして、何だったんだということになる可能性があります。そういったところもですね、こういったコンパクトな町であることから、しっかりとうちはこういう形でやってくんだということをお示しただけならいいなとも思いますし、これから子育て世代の意見聴取も一生懸命していただい

るということで非常に期待をしております。

質問をさせていただきます。今若い世代からは、ウェブを使ったアンケート、または、そのような若者が参加しやすい聴取方法ということでしたが、そのアンケートにはご自身の住所、氏名や他にもいろいろと子育て状況を書いたりすることで、誰が書いたかがわかってしまうというようなことで、アンケートが出しづらくなっていないかということについて確認をさせていただきたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

（企画課長 渡口彰規君。）

企画課長

今のWebアンケートの件でございますが、ここ最近行ったアンケートは、企画課の方では、ICT関係のアンケートを行いました。全世界帯に向けて紙媒体とWebでのアンケートの両立を行い、その際にはそういった個人情報の部分を表示しないような形で行っておりますが、結果的には、やはり紙媒体の方が若い方からの提出も非常に多かったというように把握をしております。以上答弁とさせていただきます。

議 長

7番 梅田みつよ君の質問を終わります。

議 長

次に、3番 伊佐治優君。

（3番 伊佐治優君。）

3 番

それでは、私4人子どもがおりますが、今年5月をもって全員、町外へ行ってしまうので、ちょっと心苦しい思いを抱きながら、議長の許可をいただきましたので質問させていただきます。

防災対応についてということでございます。

今年は例年より早く梅雨入りし、6月初めには台風2号が影響した大雨が降り、それより発生した線状降水帯により多くの地域で浸水があり、多大な被害が出ました。

先ほど町長のお話にありましたように、白川町では道路の通行止め、一部避難もあったものの、田んぼの用水、林道など被害があったようでございますけども、全体的には影響がなく、安堵いたしました。今年は47年ぶりにエルニーニョ現象とラニャーニャ現象が起き、勢力の強い台風の発生が危ぶまれます。

47年前といいますと、昭和51年でございます。この時には長良川が氾濫いたしまして、西南の地域に大きな被害が出ております。当時、社会人1年目の自分は、岐阜県と三重県の境の藤原町を現在いなべ市でございますけども、ゴルフ場の建設をしておりました。当時この雨により、ゴルフ場に多大な被害が発生し、その半年間程度復旧作業に追われたことを思

い出しております。そのような台風が影響した豪雨の心配と、最近では全国各地で地震が頻発していることから、南海地震、東南海地震の発生も心配されます。

そんな中、今月初めに白川町のハザードマップが一新され、各戸に配布されました。

今回の更新では新たに設定された、想定最大規模降雨による浸水区域図が掲載されています。1,000年に1回程度の降雨量を想定した最大規模降雨とは、発生確率が1年間に0.1%程度を考えて、浸水範囲が示されていますが、国土交通省のホームページで、白川町内のマップを見ると、河川沿いの地域ではほぼ全域で浸水することになっています。また、それよりは規模が小さい、計画規模降雨、降水量を5年から100年に1回程度で発生確率が1から20%程度を想定したマップでも、かなりの地域が浸水することになるように見受けられます。

近年の豪雨は、気候変動も関係して以前よりも強い雨が降るように思われ、あながち計画規模降雨、L1規模の洪水も十分に考えられ、新庁舎の建設で1階部分が浸水することを想定されているように、白川町全体の避難計画や避難所の洪水対策が必要になって、くると思いますがそれについて伺います。

1番としまして、条件が揃わないと起きないと思われる洪水ですが、計画規模化を得るL1規模の洪水範囲に入る各地区の避難所についての対処はどのように検討されているかお尋ねいたします。

議 長

只今、質問がおわりましたが、ここで、午前11時10分まで休憩いたします。

(午前11時00分)

議 長

再開します。

(午前11時10分)

議 長

それでは、3番 伊佐治優君の質問に対する答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君。)

総務課長

それでは伊佐治議員のご質問にお答えする前に少しだけ洪水ハザードマップ作成の背景について説明させていただきます。

近年、全国各地で想定を超える降水量が記録されることから、2015年に水防法が改正され、洪水による浸水想定区域は、「想定し得る最大規模の降雨」を想定して示すこととされました。これによりそれまでの「100年から200年に1回程度発生する雨」から「1,000年に1回程度発生する雨」に想定基準が変わりました。この「1,000年に1回程度発生する雨」の想定を受けて作成したのが、今回お配りしましたハザードマップです。

このマップでは、想定し得る最大規模の降雨L2と言いますが、このL2での浸水区域を表示しています。また、伊佐治議員のご質問にある、計画規模降雨、L1は、100年から

200年に1回程度の降雨のことで、河川整備の基本となる降雨を示すものです。令和2年3年と、浸水被害のあった白川口地区など一部のハザードマップには、L1、L2両方の想定浸水区域を表示しております。

さて、今回ハザードマップをご覧になって、驚いた方が多くいらっしゃるかと思います。これまで安全と思っていた区域がL2「1,000年に1回程度発生する雨」では、浸水想定区域となりました。本町のような山間部で、川沿いに集落が点在するような地形は、その流域のほとんどが浸水の影響を受ける可能性があると考えられます。それでは、どこに避難すれば安全なのか、議員ご質問のL1規模の洪水範囲に入る各地区の避難所の対処をどのように検討しているのかについては、ハード対策としては何もできていないのが現状です。新庁舎のように浸水を想定した建物はこれまで建設しておりません。今後避難所になり得る建物を建設するには、浸水区域だけでなく、土砂災害の危険区域にも入らない場所を選定しなければならず、本町のような地形では、安全な避難先の確保はなかなか難しいものと思われます。

今回のハザードマップの作成にあたり、住民の皆さんに一番お伝えしたかったことは、地域の危険箇所を知っていただくということでした。土砂災害と洪水の場合とでは、その危険区域も異なります。大雨が降った時、自分のいる場所ではどんな災害が起きるのだろうか、どこに避難するのが安全なのか、どのルートを通して避難するのか、高齢者など避難の手助けは必要ないのかなど、家族や地域で話し合い、シミュレーションしておくことが大事です。

6月2日から3日にかけての大雨での黒川地区で、6月の24時間降水量観測値の更新や、国道などの主要道路の通行止めなどがあったことは、皆さんの記憶に新しいところと思います。その際、町民会館、各地区ふれあいセンター、福祉センターを避難所として開設しましたが、「1,000年に1回程度発生する雨」の想定では、どの避難所も浸水区域となってしまいます。今後、その規模の浸水が予想される場合は、避難所として使用しないことも考えられます。町では、大雨警戒の際には、各地区の土壌雨量や下呂市など、上流域も含めた降雨量、河川の水位などの状況監視を行っており、国交省や気象庁が公表する様々な気象情報、気象予測に加え、岐阜地方気象台に直接相談するなどして、高齢者避難等や避難指示の発令時期を検討しております。

台風や大雨などは想定できる災害です。避難所の浸水被害が予想される場合や、広範囲に被害がでそうな場合は、被害が予想されていない地域への避難を呼びかけることになります。避難所への避難が一番安全というわけではないことも知っておく必要があると思います。住民の皆さんそれぞれが想定外を想定すること、そして、早め早めの避難を常に意識しておくことが大切になってきます。

町としては、早急なハード対策が困難なことから、適切な時期に、的確な情報の周知を心がけるとともに、防災情報に反応して、自ら行動に移せる個人や地域を増やす。自助・共助の強化が各地区における避難対策として有効なソフト対策と考えています。昨年度スタート

した防災アドバイザー派遣事業を活用した住民主体の地域防災訓練の展開は、こうした考えに基づくものです。議員の三川地区では、この事業に既に積極的に取り組んでいただいております、ありがとうございます。

最後に6月号の広報では、お住まいの自治会分のハザードマップを配布しましたが、町のホームページでは、皆さんに配布した自治会別ハザードマップに加え、ウェブ版ハザードマップを公表しています。

このハザードマップを確認して自分と家族の命、そして大事な人の命を守っていただくようお願いし、伊佐治議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問はありますか。

(3番 伊佐治優君。)

3 番

はい、ありがとうございました。先ほど言いました1,000年に1回とは、1,000年後に来るわけではなく、明日かもしれないという危機感もありますが、先ほどありました11規模というのは、いわゆる今の雨の状況としたら、線状降水帯ができて、その下でいっぱい降るよということでございます。ある程度地域が固定されてくるような形がありますが、ちょっと心配するのは黒川地区であり、黒川と柿反川が流れて合流し、その側にふれあいセンターと福祉施設がございます。ふれあいセンターが避難所になっていますが、マップで見ると黒川においては、簡単に言うと時間50ミリぐらいの雨が、2時間半から3時間程度、また、柿反川においては時間80ミリぐらいが約1時間程度降りますと、マップのように水が増えてくるということでございます。そうしますと、合流する側のふれあいセンターとか、あの地域辺りが、水に浸かってくるのではないかと私は心配する訳でございますが、そうした時に、その上部にある小学校なり中学校は一応水につかないみたいなので、そこへ避難になるのかなと思います。そんなことを思いながら、先日ニュースで避難所の設営ということで、中学生が地元の防災アドバイザーに指示を受けて避難所設置をする訓練をやっているニュースを見ました。それを見ながら、あまり悪い方に想定はしたくないが、そういうこともあるので、昼間にさっと動ける人が少ない中で子どもといえども貴重な戦力と思うので、今の中学生の生徒達にも手伝っていただきながら、避難所の設置に向けた訓練ができればと思うが、そういった考えはないか。

そして、もう1点はトレーラーハウスです。今はかなりいいものができて、避難所にも利用できますし、洪水だけではなく、何かの災害対策として、住宅としても活用できます。平常だとコテージのような形で使うこともできるというようなトレーラーハウスが今、ネットなどいろいろ見るとたくさんあります。今後になってくるとは思うが、購入等を検討されることはないか伺います。以上です。

議 長

再質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

（総務課長 藤井充宏君。）

総務課長

黒川のふれあいセンター辺りは確かに8.17の時にも水がついたような所です。その後、河川改修も行われていますので、当時は川の流れが変わってしまうほどだったが、今はそこまでひどくはならないだろうとは想定しておりますが、ハザードマップでも色はついているということで、0.5メートルから3メートル未満といったような色がついておりますので、確かに1,000年に1回の雨が降ればそのようなになる地域ですので、場合によっては最初から中学校を避難場所にするような誘導の仕方にも必要になってくると思います。避難するのには夜間は危険ですので、昼間の避難ということが多く、中学校でちょうど生徒が勉強している時間帯ということも想定の中にはあると思うので、防災の学習のようなものを学校の方で取り入れていただければ、本当にそういう時、大人があまりいない時間帯に、中学生がさっと動いて、避難所の設営などをしていただければ、確かにすごい支援というか力になるなと考えております。ただ、まだ直接教育委員会とそういう相談はしておりませんので、今伺いましたので、またその辺りについて、教育委員会の方にお話をしていきたいと思います。以前黒川小学校では防災キャンプというような形でもって、既にそういう子どもに避難した時の生活の仕方というのも学習の中で取り入れていたと思いますので、学校でもそういうことに対しての意識を持っておられると思います。

それから2つ目のトレーラーハウスということだが、町では民間企業や団体と様々な災害応援協定を結んでおり、その中には、救援物資の供給もありますし、確かレンタルのコンテナハウスだと思うが、そういった資機材をレンタルしてくれるという応援協定も結んでいたと思いますので、トレーラーで移動できるようなものが使える場面が出てくれば、また協定の方で要請をしていくことはあると思います。そういったトレーラーハウスだと、被災後に設置するので、被災のなかった安全な場所に設置をすることができるという意味でも、確かにメリットがあるなと思うので、もう少し研究をしたいと思います。他市町村でキャンピングカーを借りるというような協定を結んだ所もあるので、被災後によそから持ってきて避難所を設置するということについても、もう少し研究していきたいと思う。

議長

答弁が終わりました。再質問はありますか。

（3番 伊佐治優君。）

3 番

ありがとうございました。最後でございますが、防災士と防災アドバイザーですが、先日総務課の定期監査の中で女性の防災士ができたという話を聞きました。今町内協議会単位、自治会単位といろいろありますが、いわゆる講習会というか、防災についての話し合いがいろいろされておられると思いますが、その中での防災士、防災アドバイザーの積極的な活用を今

以上に知っていただくように、我々も協力をさせていただきますが、努力をしていただきたいと、そんなお願いをいたしまして、質問を終了させていただきます。

議 長

3 番 伊佐治優君の質問を終わります。

議 長

次に、4 番 三戸勝徳君。

4 番

7 番議員、3 番議員同様にマスクを外して質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回私は事業承継に向けた課題と支援についてということで質問をさせていただきます。全国的なことですが、近年、新型コロナウイルスの影響、景気の低迷、物価高騰といった要因により業績が悪化し、加えて、経営者の高齢化と後継者不在により廃業の道を選択される経営者も少なくないようです。一方で、事業が黒字であっても後継者が見つからなかったり、承継の方法がわからず、廃業に追い込まれるという黒字廃業といったケースも増加傾向にあると聞きます。これは日本全体の中小企業で年間約6万社あるといわれています。こうした場合、設備投資により得た資産をどうするか、従業員の今後をどうするか、取引先や顧客に迷惑がかかってしまうといった問題が浮き彫りになります。先代から継承した事業、あるいは自分一代で築き上げた事業を、後継者がいないために廃業するのは忍びないという思いは、経営者であれば誰にもあると思います。元々事業を承継する場合は、自分の子どもをはじめとする親族内譲渡がほとんどで、それが困難な場合は、苦楽を共にしてきた従業員等への譲渡という選択肢になり、それ以外はほとんど考えられなかったと思います。

こうした中、企業による合併・買収、いわゆるM&Aによって、第三者に承継するという選択肢が年々増加傾向にあります。合併・買収という言葉にはネガティブなイメージもありますが、後継者人材バンクによる事業承継支援によって、後継者不在の事業所と、創業希望者をマッチングする仕組みと捉えれば、ポジティブに考えられます。今後一層少子高齢化が進む中、本町においても深刻、且つ、由々しき問題であり、決して傍観したり、先送りしたりすることはできません。

いずれにしても、事業承継がうまく進まず、廃業する事業者が増加することで、町としても税収の減少、雇用の減少や地域経済の衰退等による過疎化の進行などが考えられる中、資金繰りに対しての実効性のある企業支援といったものとは別に、後継者不在の事業所に対する支援により、できる限り町内の事業所を減らさない取り組みが必要であると考えます。

そこで、町として事業承継問題について、どのように課題認識しているのか、また今後どのような取り組みと支援策が考えられるのか、以上の点について伺います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

（企画課長 渡口彰規君。）

企画課長

それでは、三戸議員の一般質問に対しまして、答弁させていただきます。

人口減少や少子高齢化に伴って生ずる様々な問題の一つとなりますが、事業や店舗を営んでいる事業者にとって、跡継ぎなどの担い手がおらず、やむなく廃業してしまうケースが少なくありません。これまでは店舗同士の相乗効果で賑わいを創出してきましたが、空き店舗が増えることで、街の魅力や活気の低下にも繋がってしまいます。例え経営が順調であっても、年齢や健康問題、その他の理由で経営されている方は必ず引退時期を迎えます。現に経営されている方が引退される際に、誰かが後継者となり事業を受け継がない限り、廃業という選択になってしまいます。

雇用の場や憩いの場など、私的財産でありながらも、地域にとって大切な役割も果たす店舗等の承継は、地域全体の課題となっており、全国各地でも同様な問題となっています。こうしたことから、令和3年に制定いたしました、「白川町第6次総合計画」の「産業・経済の循環に地域資源を活かす」という基本目標の中で、事業承継の推進は重要な課題であると位置づけをさせていただいております。伝統工芸など、技術修得や経験年数が必要な職業に限らず、広い分野での事業承継が必要であり、たとえ困難な場合であっても、空き店舗の活用を図っていくことが急務となっていると認識しております。

こうした問題に対してどう取り組んでいくのか、何を支援していくかというご質問ですが、経営者の事業承継に対するサポートは、白川町商工会が主体的に取り組んでおります。令和元年度からの4年間で、相談事業者数は36事業所、延べ83件、このうち、実施に繋がった件数は、従業員承継という形でございますけれども1件となっております。サポート内容といたしましては、商工会が相談を受け、岐阜県事業引継支援センターや、あとなぎデータベースなどを利用して、後継者探しから実際の承継手続きまでを伴走してサポートする仕組みとなっております。

事業承継にあたり最大の壁となっておりますのは、事業所の経営状況と言われております。また、親族や苦楽を共にした従業員への承継ではなく、事業譲渡といった新たな形への抵抗感も少なからずあると言われております。

こうしたことから、優先すべき取り組みといたしましては、経営者に対する事業承継のアンケート実施や、従来から実施している経営計画の作成といった経営改善支援、訪問による仕組みの周知等を商工会の方で実施していただく一方で、町としては、移住定住政策と事業承継の結びつきが強化される形の形成、人材循環型モデル創出事業として実施をしております、中高生向けの就業体験による町内事業所への雇用創出、事業承継型の地域おこし協力隊の雇用といった、親族ではない第三者承継に抵抗が少なくなるよう、まずは従業員という形で雇用される、いわゆる担い手となる方を確保する形で推進していきたいと考えております。

す。

今年度中には、現在実施をしております町の創業支援制度において、事業承継をする際にも活用できるよう見直しを進めているところであります。今後も商工会との連携を密にして、町内商工業者の経営の安定化を目指すとともに、引き続き、町内店舗の利用促進のため、地域振興券の活用を促しながら、事業を継続していただくための支援も併せて行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

（４番 三戸勝徳君。）

４ 番

こうした事業が、商工会が主体的に取り組んでいるということで、私も商工会にいろいろ尋ねておりました。また、町として、ここで何ができるか、どのように支援をしていくかということで今お尋ねをいたしまして、そうした中で答弁をいただいたが、ここで、やっぱり第三者承継ということに的を絞って考えた場合、事業承継引継支援センター、あるいは金融機関などの支援機関によって、いわゆる後継者不在の事業所と、創業希望者をマッチングさせていくという訳になるのですが、創業希望者の方の目線で見ますと、興味のある登録事業所の事業内容や、将来性とか、安定性、当然そういったことは求める訳ですけども、登録してある事業所が同じようなレベルであった場合、どこで選ぶかということになると、創業しようとする方が本町への移住を考えるならば、当然、暮らそうとする移住先の自治体の行政サービスの質だったり、その町の文化や風土で選ぶであろうと私は思います。そういう意味からしても、選んでいただくための移住先ということになれば、やはり大胆な支援策を打ち出すことも必要だと思います。

第三者が本町の事業所を承継し、移住定住される場合に特化した支援策というものについては、どのようにお考えでしょうか。

議 長

再質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

（企画課長 渡口彰規君。）

企画課長

先ほどの答弁でも少し触れさせていただきましたが、事業承継に対するニーズの調査、また、掘り起こしを最優先で行っていきたいと思っております。その結果をもとにして、白川町ではどんな問題があるのか、そして、白川町ではどういう形で進めていくといいかといったような考察を行いまして、その結果をもとに、三戸議員がおっしゃられるような大胆な支援策の必要性についても考えていきたいと思っております。また、支援策、支援案が固まりましたら、議員の皆さんにお示しし、協議をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、この事業承継という問題はこれまではなかなか行政が関わらない分

野でございましたが、今は、国の方からも行政という目線でこの事業承継を考えなさい、我々が行っている事業政策と、事業承継というものは結びつきが強いですよということがありますので、我々の方もスピード感を持って進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君。)

4 番

当面、アンケートや実態調査で掘り起こしをされるということですので、ぜひそれをしていただき、それから今度は大胆な支援策等を含めたところを考えていただくようお願いいたします。

私の地元で、1件このM&Aによる事業承継を進めている所があります。実際にうまくいっているようで、今年の秋ぐらいに、こちらへ移住されるような話を聞いております。先ほど申しましたように、何度か黒川地区に足を運ばれて、そして決め手となったところは、やはり保育園も学校もあり、そして、郵便局も農協もあること。白川口まで降りていけば大型ストアもあるし、同じような距離で、中津川の方にも出ていける利便性もあるということで田舎だと思っていたけれど、ここに住んで子育てがしたいという思いで41歳の方でしたが、奥さんと子どもがいる方に決まっているという話を聞いております。

また、今年の3月に、黒川地内に企業のサテライトオフィスが開設されておりますが、この時も、決められたきっかけは、社員が農業体験、サウナ体験から始まり、黒川にオフィスを開設しようという思いになったというふうに聞いております。やはり、地域を見ていただいて、そして、この地域なら暮らしてみたいという思いが本当にありがたいことなんですが、こういうことはやはり、地域の者がしっかりと知恵を出し合って、そして守っていくべきものは守っていく、改めなければいけないものは改めていきながら、地域の良さを出していくということに尽きるのかなと思います。そういう中で、やはり、先ほど申しましたように、それ以外のところで、この町に暮らせばこういうメリットがあるというようなことは当然考えられると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

一方で、親族内、あるいは従業員に承継をされる場合でも、いろいろ話を聞きますとそれなりの苦勞をされています。いろんな思いの中で最終的に息子が継いでくれたので、ありがたかったというような言葉を聞いたりしますが、そこに至るまでが非常に大変だったというようなことを聞きます。承継の方法は違っても、多様な技術や技能の維持、雇用の継続等、廃業せず継続することで、過疎化抑止に対しての貢献も含め、地域社会での重要な役割を果たしていくという意味に変わりはありません。代を替わるタイミングで、店舗や事務所を改装するというような事例もあります。こうした場合、いわゆる親族内とか、あるいは従業員であるとか、そういった第三者の承継に対しても、別の支援を行っていく必要もあると思

いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

議 長

再質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

（企画課長 渡口彰規君。）

企画課長

ただいまの三戸議員からのご質問ですが、まさに、地域の経済を担って地域に活力を与えてくださっている事業所を代表した意見だと、真摯に受けとめさせていただきます。

現在新たに創業する際の支援をする制度がございますが、こちらの制度の見直しを進めております。この見直しの中で、事業承継の部分についても支援ができるような制度の拡充を考えております。親族承継だけではなく、第三者承継、こちらの方までも含んだような制度の改正を考えております。また、金銭面での支援だけではなくて、事業承継の一連の流れについても、伴走してサポートをしてもらえるような仕組みも今考えております。本年中には支援案ができると思いますので、またその際には協議いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

（４番 三戸勝徳君。）

４ 番

はい、ありがとうございます。支援の仕方というのはいろいろあるかと思います。私の思ったところだけ述べさせていただきますが、例えば、低利の融資メニューであったり、あるいは住居の確保、あと承継がスムーズに行くまでの間の業種にもよって、３年であったり５年であったりするかもしれませんが、そうした期間を、例えば町営住宅であれば、減免措置をするとか、あるいは何かの税のところで一定期間免除するなどいろいろなことが考えられると思います。先ほど答弁されたように、まずは実態調査も含めたところから入るのかなとは思いますが、いずれにしても、高齢者の多い町なので経営者もかなり高齢化しているというのも当然のところであります。あんまり悠長なことも言っていられない、待ったなしの部分もあろうかと思います。そういったことを含めてですね、よりよい施策をとっていただくようによろしくお願いします。様々なネットワークを繋いで、そして積極的に情報発信をしていただくということ、そして、リアルタイムに公表していくようなことですね。そして、町内の事業所の方々が、より良くわかりやすいように進めていっていただくということが一番いいのかなというふうに思います。

また、再質問はありませんけども、とにかく危機感を持って積極的に取り組んでいっていただく課題だと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長

4 番 三戸勝徳君の質問を終わります。

議 長

次に 6 番 佐伯好典君。

(6 番 佐伯好典君。)

6 番

議長より許可をいただきましたので、私の一般質問へ入らせていただきます。

私からの一般質問は、地域おこし協力隊についてご質問いたします。地域おこし協力隊とは、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや、地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みである。隊員を任命するのは各地方自治体であり、活動内容や条件、待遇は、募集自治体により様々です。任期は概ね1年以上、3年以内とされ、この制度は平成21年度に開始され、令和3年度 of 取組団体、受入れ自治体数は1,085団体、6,015名の隊員が活躍しています。これは総務省ホームページより抜粋した内容です。

本町でも、平成26年からこの制度を活用し、協力隊を受け入れ、これまでに特産品のPRや移住関連、林業などさまざまな方面で活躍してもらっています。また、任期終了後に白川町へ移住された隊員もあり、とてもありがたく思っています。一方で、残念なことに任期終了後に町を去る隊員もいます。僕が話をした印象では、その多くが、任期後の起業を目指していたが、任期中は行政からの業務が大半を占めており、起業準備に割ける時間も資金もなく、仕方なく町を離れていくという隊員が多いような印象を受けた。町が決めることとなっている活動内容や条件を見直すことにより、こういった隊員の起業を促すことができると考えています。今後も町の活性化に資すると思われる協力隊制度ですが、さらなる活用に向け、現状と課題、そして今後の考えをお聞きします。

まず、一つ目の質問は、地域おこし協力隊の実績についてお聞きします。これまでの採用人数、町に移住した人数、移住後の職業をお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君。)

企画課長

本町では、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることにより、地域力の維持・強化を図ることを目的といたしまして、平成26年度から、特別交付税という国からの財政措置を受けながら、地域おこし協力隊員を雇用しております。

隊員のうち、任期終了者は18名、現在も活動中の隊員は4名となっており、これまでの雇用人数は22名となっております。

活動期間を終えられた18名のうち、引き続き白川町に住み続けている方は、半分の9名

となっております。この9名の方々は、町内の企業に就職されたり、自分で起業をされたり、白川町での暮らしを楽しみながら、地域活動に積極的に関わってくれたりしています。

また、町外へ行かれた方でも、地域活動に継続して関わり、関係人口として繋がってくれております。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君。)

6 番

はい、今まで22名で活動を終えた18名のうち半数の50%が町にとどまっているということで、これは数字としてはいいのではないかなあとと思われます。町内の企業に就職された方が手元の資料では2名、自分で起業された方も2名いるということで、いろいろと活躍して地域に継続して関わってくださっている方もいるということです。

それでは、今のこの人数なんですけれども、今までの協力隊の中で、当然9名見えるということは、50%が町に残っているということなので成果としてはいい実績だと思いますが、一方で、やはり去っていく方もいますし、なかなかうまく活用できなかった方もみえるので、その現状の認識と課題をお願いします。

議 長

再質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君。)

企画課長

平成26年に地域おこし協力隊の雇用を始めた頃は、日本創生会議が発表した、消滅可能性都市に白川町が入ったことを受け、移住定住政策や外部からの人材活用に本格的に取り組みを始めた年でもございました。翌年には企画課に、地域振興係を新たに設け、地域おこし協力隊との協働で、白川町の魅力発信、集落の支援活動、美濃加茂定住自立圏域によるツアーを実施するなど、フリーミッションに近い活動を実施しておりました。隊員たちには、いろいろな場所に顔を出し存在を知ってもらう、様々な人との関係構築を図り、自分なりのネットワークを持ってもらう、町民が望んでいること、期待されていることを知った上で、自分にできること、やりたい事を見つけ、次の段階にステップアップするといった自主的な活動を尊重しておりました。しかし、そうした活動方法は当時の我々公務員には馴染みのない働き方であり、手さぐりに近い状態であったこと、また、フリーミッションであったことから活動による成果が見えにくいという問題がありました。当時の隊員達からも、自分たちは何をすればいいかわからないといった声も聞かれたことから、協力隊の力を、どこでどのように活用していくのかということを、町としても明確にしながら募集をしていく必要があると考えるきっかけとなりました。加えて、隊員の中には、その後が見いだせなく、やむなく町外へ出て行かれた方もあったことから、任期が終了した隊員たちの定住がより一層推進

されるよう、昨年8月に地域おこし協力隊、企業支援補助金制度を新たに整備しております。

また、以前も広報誌を活用して、協力隊員を紹介してまいりましたが、この5月からは業務の特殊性により、関わる人が限定されてしまう協力隊の存在と、活動内容を多くの町民に知ってもらうため、リニューアルした広報誌に「協力隊が行く」というコラムを設けて、町民の皆様へ周知をしているところです。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君。)

6 番

答弁ありがとうございます。フリーミッションだったりで、なかなか難しいということでしたが、次の質問に関わるので、ここでは1つだけ、8月から地域おこし協力隊企業支援補助金制度というのを整備されたということですが、この内容について詳しく知りたいので、お伺いします。

議 長

再質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君。)

企画課長

はい、昨年8月に制定いたしました、地域おこし協力隊事業支援補助金でございます。こちらは、地域おこし協力隊として最終年度、または、卒業後に申請ができる制度でございます。1人1回までといった形での支援となっております。内容につきましては、土地や建物の取得費や、設備・備品など起業する上で必要となるものに対して補助が可能というものになっております。

これまでにこの制度を活用された方は、1件でございます。

議 長

答弁が終わりました。ここで、午後1時まで休憩とします。

(午前11時58分)

議 長

再開します。

(午後1時00分)

6番 佐伯好典君の2つ目の質問に対する回答がございましたので、それに対する再質問はありますか。

6 番

はい、地域おこし協力隊の起業支援補助金制度ということですが、これもう少し具体的に、どれぐらいの補助があるのか、また、財源はどういう形なのかということと、あと、現状協力隊の方4人現在も採用中だが、この方々の起業の意思、また、今現在9名卒業

された方が町内に在住なんですけれど、こういった方々も、任期終了後であればというお話があったんですが、この起業支援補助金を使って起業することは可能なのか伺います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君。)

企画課長

まず1つ目のご質問でございます。先ほど説明しました地域おこし協力隊の企業支援の補助金の関係でございますが、説明不足で申し訳ありませんでしたが、補助金の額につきましては、補助対象経費10分の10ということですので100%の補助でございます。ただし、補助金の額には上限がございまして、100万円まででございます。財政措置につきましては、特別交付税という国の財政措置となっております。

次に2つ目の現在の隊員4名の方々の起業意思でございますが、私が把握している中では確実に今3名の方は、起業していきたいという意思を持っていると把握しております。

また、3つ目のご質問でございますが、地域おこし協力隊を卒業された方はというところですが、そちらについては1年以内という縛りを設けさせてもらい、支援を行っております。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君。)

6 番

はい、残り4名中3名の方が、起業を考えているということですので、ぜひ、交付金は交付税措置ということなので、協力して町に新しい仕事を作っていただけたらいいなと思います。

続いての質問に参ります。今までは様々な形でフリーミッションだったり、特定の業種に振った採用をされたと思うが、今後の協力隊の募集に関しては、どのように考えているかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君。)

企画課長

募集方法の見直しや起業支援をスタートしたことによって、ここ5年間では、隊員の定住が進んでおり、一定の効果を感じているところでございます。

現在活動中の隊員には、担い手不足となっている林業への従事、地域資源の発掘と、SNSを活用した情報発信、移住定住の推進と地域間交流といった活動目標を明確にさせていただいております。

それぞれの隊員は町内に定住をして、活動経験を活かし、町内企業への就職や起業へ繋がればいいなと思っております。

一方で、佐伯議員のご指摘の通り、隊員の活動内容はめまぐるしく変化する社会情勢や、街の動きにうまく合わせながら、柔軟に対応していく必要があると認識しております。町が示した活動に限定した募集にこだわることなく、起業型・事業承継型協力隊の募集も並行に進め、斬新な視点で地域協力活動を実施しながら、地域の活性化に貢献し、任期終了後は定住により、まちの担い手としても活躍したいと思ってくれる隊員がひとりでも増えるよう、事業展開をしていきたいと考えております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6 番 佐伯好典君。)

6 番

はい、今後は今までの募集に加えて事業承継型、また、起業型を募集していくということで、事業承継型は先ほど三戸議員の質問にもあったように、これからニーズを調べてしっかりマッチングしていくということです、それと共に協力隊の承継型の募集も行っていたきたいと思います。

一方で起業型だが、八百津町で、起業型地域おこし協力隊を募集しており、今までに延べ10名、これは起業型にしてからですが、10名採用の内、任期終了者が5名いるそうだが、その5名全てが、町に起業して、定住しているという成果を上げています。八百津町の募集する起業型協力隊は、今までの白川町がやってきたものと全く違って、町からの行政的な活動は一切負わず、協力隊へ支払われる交付金は全て自身のやりたい起業に充てているということです。

初めに質問をしたが、起業というのはやはり、大変な資金と労力が必要だと思います。本町でも起業型を募集するということは、八百津型のように、完全に起業に特化するという形で進めるといった認識でよろしいでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君。)

企画課長

もし、白川町で企業型協力隊を募集するとするならば、任用条件等は八百津町と同様になるものと思われます一般の地域おこし協力隊は、町が会計年度任用職員という形で雇用いたします。その一方で起業型地域おこし協力隊は、個人事業主、または業務委託という形で関わる事となっております。いずれの形にしましても、人件費や委託料といった活動経費については、国の財政措置がございますので、通常の起業に比べると、資金面では手厚いのではないかと考えております。

また、任期の方は、基本的には1年、ただし、その協力隊の事業計画に応じて最長3年まで延長することが可能となっております。

募集の方法につきましては、白川町に魅力を感じていただける方を直接スカウトするスカウトマッチングサービスということで、スマウトというサイトがございます。

こちらのスマウトは八百津町も活用されており、それに加えて白川町では、白川ファンが集うオンラインコミュニティ、白川Vカレッジというものがございますので、そういったところでも、この協力隊の募集は活用できるのではないかなというふうに思っております。それに加えまして、町の地域の特性であったり、産業や商工業といった特徴も含めた詳しいプロフィールの作成も募集にあたっては必要になってくるのかなというふうに思っております。

以上答弁とさせていただきます。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君。)

6番

八百津町の協力隊の方は、たまたま自分の仕事で、それぞれ起業された方3名を实际撮影しながらお話を聞きました。本当に八百津町では全てを起業につぎ込めるということで、非常に魅力的な事業だとおっしゃっていたのが記憶に残っていて、その内1人にカフェを営まされている方がおり、名古屋からも観光バスが来るようなお店にまだ開業して1年未満ですが成長しており、また新たな八百津町の魅力の1つを作り上げているなという感覚がしました。

一方で、その方々が大変だったというところは、やはり起業を求めて来るが、起業経験が無く、初めて起業するといった中で、経営計画を立てたり、いろいろな企業に関する知識やサポートといった面においてはなかなか行政では難しく、この部分は本当に苦労したということであった。当然、行政職員の方とも相談をして、いろいろ進められたそうですが、行政職員もやはり企業に関しては専門的な知識は持ち合わせていないと思われます。やっぱりそういった前例があるので、白川町ではそういった部分をサポートしていく必要があるのかなと思うのですが、その場合のサポートと、これは八百津町の職員の方に伺ったんですけど、協力隊の選考という部分も非常に難しいと、言い方は悪いが、お金目的で来る方もどうしてもいるということで、やはりその部分に関しても、これは行政側の苦労だと思うんですけど、そこをどう選んでいくかは今後の課題だとおっしゃっていました。

そこで、本町ではその来た方々の選考、また、その選ばれた方が起業するまでのサポートは難しいと思うが、行政としてどのように考えているかお聞かせください。

議長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君。)

企画課長

佐伯議員がおっしゃられる通り、我々では起業から、そして定着までをサポートする部分では非常に不慣れなものだと認識をしております。

先ほど三戸議員のご質問の中でも答弁させていただきましたが、今白川町には、新たに創業する際には支援をする制度がございます。そちらの抜本的な見直しを進めているところで、あり、その中で起業等に資金を融資するプロの目を持った金融機関と、包括的な協定を結ばせていただき、その方々と人選、選考から始まり、企業コンセプトのチェック、そして事業計画の作成、また定着後のアフターフォローといった一連の流れに対してサポートを受けられるような仕組みを作っていこうと話をしておりますので、そういった支援策もまた皆様のもとにお示しをさせていただきながらご協議いただければと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君。)

6 番

再質問ではありませんが、手厚いサポートとすぐ隣に実際、その事業をある程度成功だと言っていると思いますけれども、先行されてやっている自治体もありますので、ぜひ参考にしながら、また、外の目で白川町の新しい魅力を、当然、白川町民から愛されるお店になるのはもちろんのことですが、それがあから白川町に行きたいと思えるような場所、そういったものを起業されるような人選、または、サポートをしていただけるようお願いして質問を終わります。

議 長

6番 佐伯好典君の質問を終わります。

ここで、10分間の休憩とし、午後1時25分まで休憩します。

(午後1時14分)

議 長

再開します。

(午後1時20分)

◇日程第5

議第20号 町道小倉線開設工事請負契約の締結について

議 長

日程第5、議第20号「町道小倉線開設工事請負契約の締結について」を議題とします。

説明を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 三ツ石克明君 登壇)

建設環境課長

議第20号「町道小倉線開設工事請負契約の締結について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

議 長

討論を終わります。採決します。

議第20号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議第20号「町道小倉線開設工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第6

議第21号 財産の取得について

議 長

日程第6、議第21号「財産の取得について」を議題とします。

説明を求めます。教育課長。

（教育課長 大岩裕樹君 登壇）

教育課長

議第21号「財産の取得について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

議 長

討論を終わります。採決します。

議第21号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第21号「財産の取得について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

◇日程第 7

議第 2 2 号 令和 5 年度白川町一般会計補正予算（第 2 号）

議第 2 3 号 令和 5 年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

議第 2 4 号 令和 5 年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 2 5 号 令和 5 年度白川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議 長

日程第 7 議第 2 2 号「令和 5 年度白川町一般会計補正予算（第 2 号）」、議第 2 3 号「令和 5 年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）」、議第 2 4 号「令和 5 年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第 1 号）」、議第 2 5 号「令和 5 年度白川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」、以上 4 件を一括議題とします。

議 長

お諮りします。

本件については、議案の説明を省略し、直ちに予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決しました。

議 長

お諮りします。

白川町議会会議規則第 4 6 条第 1 項の規定により、委員会審査を 6 月 1 6 日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。よって、審査期限は 6 月 1 6 日とすることに決定しました。

議 長

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

議 長

ただいま決定しましたとおり、本日はこれをもって延会とし、明日 1 6 日午後 2 時から分館大会議室において予算決算審査常任委員会を開催し、その後、本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。

どうも、ご苦労さまでした。

(午後1時26分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員